第二十八条七十七項中「次の基準」を「次の各号に掲げる基準」に改め、同項に次の一号を加える。

三　黒煙による汚染度が二十五パーセント以下であるもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数〇・八〇m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が二十五パーセントをこえないものとみなす。

第二十八条第八十二項中「第一号」を「第一号及び第二号」に改め、同条第八十三項中「燃料蒸発ガス」を「燃料から蒸発する炭化水素」に改め、同条第八十四項の表の第一号中「（軽油を燃料とする自動車であって平成十九年八月三十一日以前に製作されたものについては車両総重量二・五トン）」を削り、「乗車定員十人以下のもの」の下に「及び軽油を燃料とするもの」を加え、「、第三号及び第五号並びに第二項」を「、第五号及び第二項」に改め、同表の第二号中「前号」を「第一号」に改め、同表の第四号ニからワまでを次のように改める。

ニ　平成二十年九月一日から平成二十五年三月三十一日までに製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものであり、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものとみなす。

ホ　平成二十年九月一日から平成二十五年十月三十一日までに製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものであり、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものとみなす。

ヘ　平成二十年九月一日から平成二十七年八月三十一日までに製作された定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたものであり、黒煙による汚染度が四十パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が一・六二m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が四十パーセントを超えないものとみなす。

ト　平成二十一年九月一日から平成二十六年十月三十一日までに製作された定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたものであり、黒煙による汚染度が三十五パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が一・二七m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が三十五パーセントを超えないものとみなす。

チ　平成二十二年九月一日から平成二十六年三月三十一日までに製作された定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたものであり、黒煙による汚染度が三十パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が一・〇一m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が三十パーセントを超えないものとみなす。

リ　平成二十五年四月一日から平成二十八年八月三十一日までに製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものであり、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものとみなす。

ヌ　平成二十五年十一月一日から平成二十九年八月三十一日までに製作された定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えたものであり、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものとみなす。

ル　平成二十六年四月一日から平成二十九年八月三十一日までに製作された定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたものであり、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものとみなす。

ヲ　平成二十六年十一月一日から平成二十九年八月三十一日までに製作された定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたものであり、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものとみなす。

ワ　平成二十七年九月一日から平成二十九年八月三十一日までに製作された定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたものであり、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものとみなす。

第二十八条第八十四項の表の第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　平成十八年十月一日以降に製作された軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）であって車両総重量三・五トン（平成十九年八月三十一日以前に製作されたものについては車両総重量二・五トン）を超えるもののうち、次のいずれかに該当する自動車

イ　平成十九年八月三十一日（輸入された自動車にあっては平成二十年七月三十一日）以前に製作された自動車のうち、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものであって、次のいずれかに該当する自動車。ただし、黒煙による汚染度を測定する前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものとみなす。

(1)　保安基準第五十五条の規定により保安基準第二条、第四条、第四条の二の規定を適用しないものとされたもの又は保安基準第四条の二第一項及び第三項の告示で定めるもの（牽引自

細目告示第百十九条第一項第三号及び第二項